

## (2) 時限付き分科細目の応募に関する注意点

「時限付き分科細目」は、基盤研究(C)についてのみ適用される分科細目であり、学術研究の動向に柔軟に対応するため、文字通り「設定期間」を限って応募を受け付ける審査分野のことです。

この「設定期間」は、日本学術振興会が**新規の研究課題の応募を受け付ける期間**のことを指します。従って「設定期間」が平成19年度～20年度までの「細目番号9027・社会秩序学」については、平成20年度までは新規課題の公募を行います、平成21年度からは行わない、という意味です。

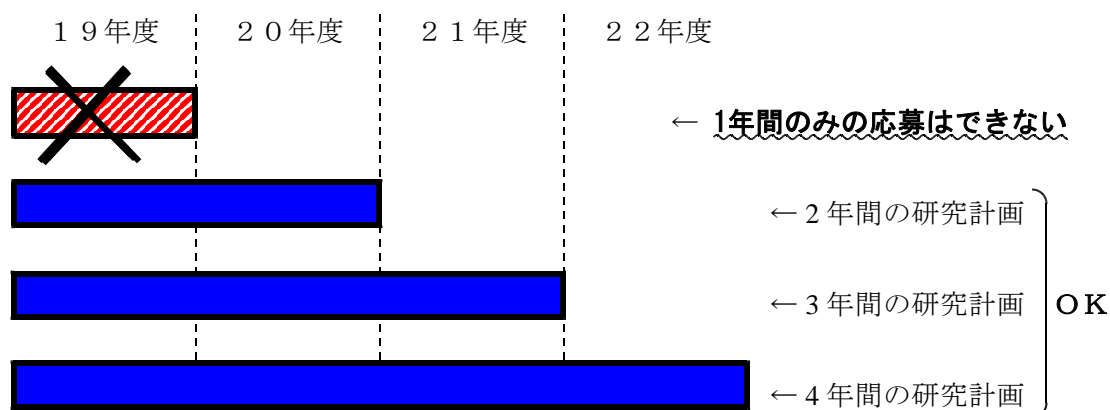
よく誤解されているのですが、「設定期間」はあくまで**公募を行う期間の設定**なので、この期間までに研究を終わらせなければならないということではありません。

なお、設定期間については、見直しが行われる場合があります。

以上のような点に注意して、間違いの無いように応募書類を作成してください。

例) 細目番号9027・「社会秩序学」

設定期間：平成19年度～20年度



この場合、以上の3通りの応募が考えられます。